

令和8年度信州新町公民館運営審議会次第

日 時：令和8年6月8日（月）午後2時
場 所：信州新町公民館 306教室

1 開 会

2 あいさつ

3 委嘱書交付

4 自己紹介

5 会議事項

(1) 長野市の公民館及び公民館運営審議会について

(2) 会長、職務代理の選出（互選）

会 長 黒岩 美恵子

職務代理 清水 忠

6 審議事項

(1) 令和7年度事業実施報告、利用状況について

(2) 令和8年度事業計画について

(3) その他

7 閉 会

長野市立信州新町公民館運営審議会委員名簿

(任期:令和8年6月1日～令和10年5月31日)

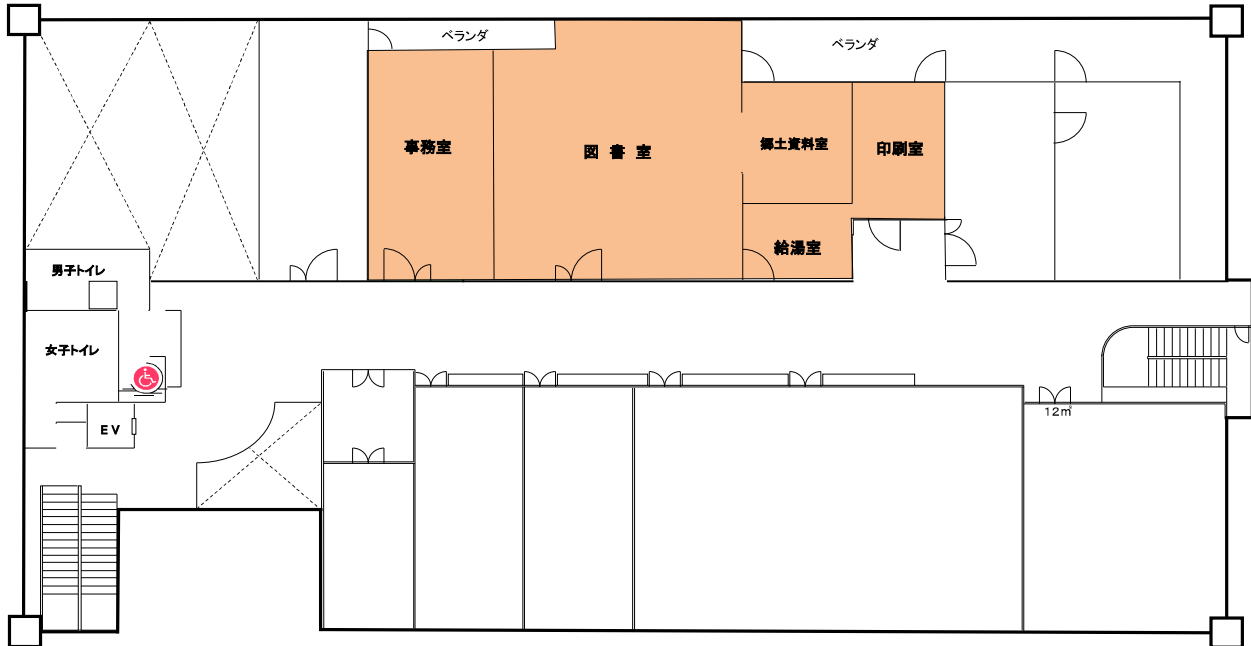
(敬称略、記載は50音順)

委員氏名	所属団体名	備考
黒岩 美恵子	公民館利用団体	
清水 忠	公民館利用団体	
瀧澤 秀子	信州新町地区食生活改善推進協議会	
竹村 勝子	信州新町子どもプラザ	
中村 努	信州新町小学校・信州新町中学校	
宮本 章一	信州新町文化協会	
山野内 正樹	信州新町住民自治協議会教育文化部会	

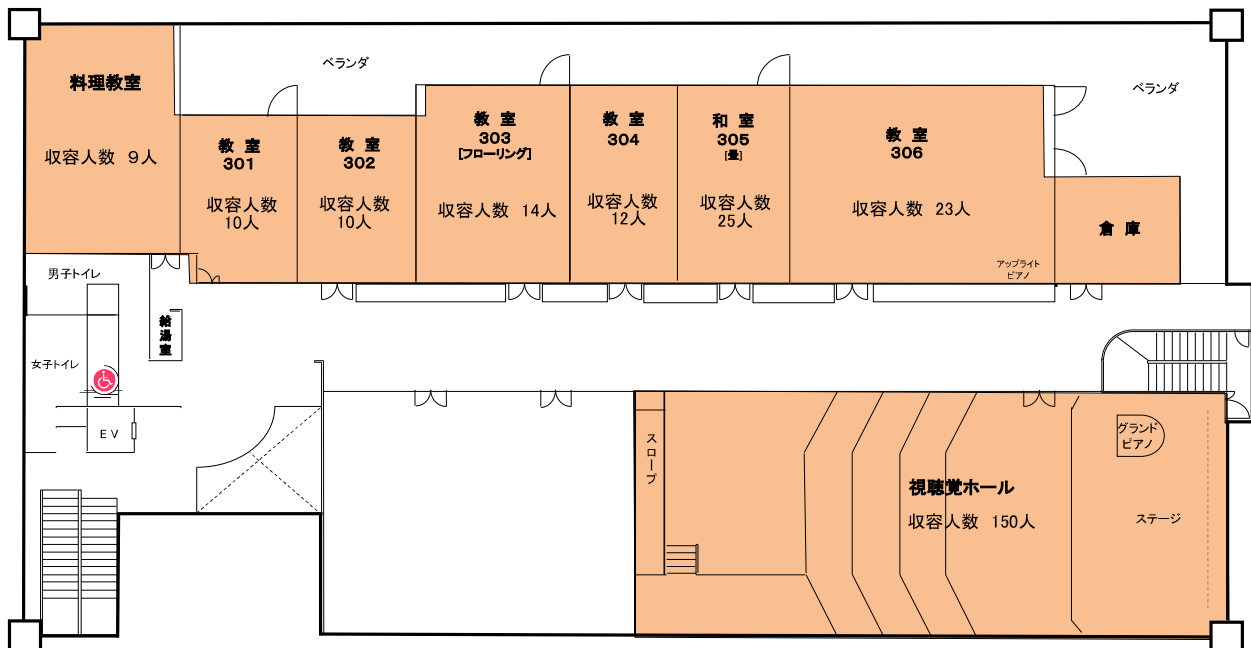
事務局

千野 和江	信州新町公民館	館長
大久保秀美	信州新町公民館	専門員
古澤 恵湖	信州新町公民館	事務職員

信州新町公民館 配置図（信州新町支所庁舎 2階）



信州新町公民館 配置図（信州新町支所庁舎 3階）



長野市の公民館及び公民館運営審議会について

信州新町公民館 ホームページ
QR コード



1 長野市立公民館

公民館 29 館

(交流センター 7 館を含む。指定管理者制度導入は 8 館)

分館 27 館

2 公民館の活動内容

長野市の公民館は、29 館が並立・独立制で、それぞれの公民館が社会教育法等に則り、長野市教育振興基本計画に基づき、長野市教育委員会家庭・地域学びの課と緊密な連携をとりながら、地域に即したカリキュラムを編成して事業を行うほか、地域の自主的な生涯学習を行う団体への貸館を行っています。

3 公民館運営審議会

公民館運営審議会は、社会教育法第 29 条により設置された審議会であり、長野市立公民館（交流センターを含む）が実施する事業について調査審議をすることを目的に設置されている審議会です。

社会教育法（抜粋）	長野市公民館条例（抜粋）
<p>第29条 公民館に公民館運営審議会を置くことができる。</p> <p>2 公民館運営審議会は、館長の諮問に応じ、公民館における各種の事業の企画実施につき調査審議するものとする。</p> <p>第30条 市町村の設置する公民館にあっては、公民館運営審議会の委員は、当該市町村の教育委員会が委嘱する。</p> <p>2 前項の公民館運営審議会の委員の委嘱の基準、定数及び任期その他当該公民館運営審議会に関し必要な事項は、当該市町村の条例で定める。この場合において、委員の委嘱の基準については、文部科学省令で定める基準を参酌するものとする。</p> <p>第31条 法人の設置する公民館に公民館運営審議会を置く場合にあつては、その委員は、当該法人の役員をもって充てるものとする。</p>	<p>第 13 条 法第 29 条第 1 項の規定により、公民館（指定管理者が管理する公民館を除く。）に公民館運営審議会（以下「審議会」という。）を設置する。</p> <p>2 審議会の委員（以下「委員」という。）は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から、法第 30 条第 1 項の規定により教育委員会が委嘱する。</p> <p>3 審議会の名称及び委員の定数は、別表第 4 のとおりとする。</p> <p>4 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>第 14 条 審議会に、会長を置き、委員の互選とする。</p> <p>2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。</p> <p>3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。</p> <p>第 15 条 審議会は、会長が招集し、会長が会議の議長となる。</p> <p>2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。</p> <p>3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。</p>

令和7年度信州新町公民館事業報告

1 次世代育成支援事業

事業名	事業の内容	回数	開催日	備考
わくわくチャレンジ教室	調理実習を通して、地域食材の良さを親子で学ぶ	1	7月24日	(夏休み) 食生活改善推進協議会と共催 小学生3人、保護者
わくわくチャレンジ教室	親子で楽しむはたおり教室	1	8月7日	(夏休み) 小学生6人、保護者4人
わくわくチャレンジ教室	かんたんソーラーカー作り	1	7月31日	(夏休み) 小学生5人
わくわくチャレンジ教室	レジ袋でかんたん凧作りと凧上げ大会	1	12月26日	(冬休み) 小学生7人

2 成人教養・高齢者学習事業

事業名	事業の内容	回数	開催日	備考
いきいきふるさと塾 全体学習	第1回 レコード鑑賞会	1	5月27日	ジャズと昭和歌謡の調べ 9人
〃	第2回 炭アート講座	1	6月24日	10人
〃	第3回 郷土史講演会	1	7月29日	資料パネル展7/22～7/28 14人
〃	第4回 古楽器の世界	1	8月26日	二胡とピアノの調べ 108人
〃	第5回 レザークラフト作り講座	1	9月30日	キーホルダーなどの小物作り
〃	第6回 竹細工作り講座	1	10月28日	地域の学び講座 7人
〃	第7回 笑いヨガで免疫力アップ	1	11月25日	9人
〃	第8回 暮れの音楽会	1	12月16日	Satia (音楽ユニット) コンサート 127人
〃	第9回 ミニ畳づくり講座	1	1月27日	地域づくり講座 7人
〃	第10回 春に向けて頭も体も元気に!!	1	2月24日	フレイル予防講座 20人
いきいきふるさと塾 グループ学習	童謡唱歌	10	5～2月	初回5/27に開講式 11人 (延べ79人)
〃	朗読	10	5～2月	7人 (延べ73人)
〃	成果発表会・閉講式	1	3月10日	全体発表・講話 16人

3 文化芸術事業

事業名	事業の内容	回数	開催日	備考
初心者謡曲教室	能楽を体験して日本の伝統文化を学ぶ	6	8月30日, 9月6, 27日, 10月18, 25日, 11月3	信州新町謡曲連合会と共催 14人 (延べ76人)
春を呼ぶコンサート	長野合唱団と地元の音楽グループ等との交流コンサート及び小学校の校歌合唱	1	2月14日	210人

4 スポーツ・レクリエーション事業

事業名	事業の内容	回数	開催日	備考
スポーツ健康まつり ペタンク大会	地域公民館対抗のペタンク 大会	1	10月12日	住民自治協議会と共催 83人

5 人権教育事業

事業名	事業の内容	回数	開催日	備考
人権を考える集い	地域ぐるみで人権意識を高 める	1	12月13日	住民自治協議会と共催 60人
人権を考える地域懇 談会	各地区での人権学習会	13	10～3月	住民自治協議会と共催 203人

6 地域力向上事業

事業名	事業の内容	回数	開催日	備考
シリーズふるさと探 訪 第13回 牧野島・ 興禅寺方面	牧之島城址～普光寺～興禅寺 を巡る現地学習	1	10月16日	地域の学び講座 12人
地域探訪 大人の社会見学①	現地見学 鬼無里を巡る 「松巖寺、鬼無里ふるさと資 料館、白髭神社等」	1	7月4日	地域の学び講座 16人
地域探訪 大人の社会見学②	現地見学 「長野市公文書館、善光寺、 ながノビ等」	1	12月19日	地域の学び講座 15人
ふるさとのパネル展	公文書館によるパネル展 講演 7/29	1	7月22日～ 7月28日	地域の学び講座 (再掲：講演14人)

7 ICT事業

事業名	事業の内容	回数	開催日	備考
初心者向けスマホ教 室	スマートフォンの基本的な 機能や操作を学ぶ	2	10月22日	市行政DX推進課と共催（総務省 補助事業）8人

8 成人祝賀事業

事業名	事業の内容	回数	開催日	備考
成人式	二十歳の自覚を深めお祝い する	1	8月14日	住民自治協議会と共催 21人（対象者29人）

9 広報事業

事業名	事業の内容	回数	発行日	備考
館報「信州新町」	公民館活動や地域の情報を 提供（第31号、32号）	2	①10月1日 ②3月25日	印刷部数 1回1,700部

10 展示事業

事業名	事業の内容	回数	開催期間	備考
親子絵画展（未定）	親子で取り組んだ写生作品 の展示	1	12月14日～ 1月18日	親子学級 青少年育成連絡協議会 と共催 延べ53人

令和8年度信州新町公民館事業計画

1 次世代育成支援事業

事業名	事業の内容	回数	予定日	備考
わくわくチャレンジ教室	調理実習を通して、地域食材の良さを親子で学ぶ	1	7月30日	(夏休み) 親子学級 食生活改善推進協議会と共催
わくわくチャレンジ教室	親子で楽しむ はたおり教室	1	8月6日	(夏休み) 親子学級
わくわくチャレンジ教室	かんたんソーラーカー作り	1	8月3日	(夏休み) 親子学級

2 成人教養・高齢者学習事業

事業名	事業の内容	回数	予定日	備考
いきいきふるさと塾 全体学習	第1回 野鳥に親しむ	1	5月26日	水辺の野鳥観察
〃	第2回 畳で小物作り講座	1	6月30日	
〃	第3回 郷土史講演会	1	7月28日	出前講座：伊藤専門主事
〃	第4回 和楽器の世界	1	8月25日	三味線の調べ
〃	第5回 笑いヨガで免疫力アップ	1	9月29日	
〃	第6回 初めての手話講座	1	10月27日	(一社) 長野市聴覚障害者協会
〃	第7回 冬の音楽会	1	11月26日	
〃	第8回 しめ縄作り講座	1	12月15日	棒じめに挑戦
〃	第9回 歴史講座(御開帳)	1	1月26日	
〃	第10回 春に向かって頭も体も元気に!!	1	2月16日	フレイル予防講座
いきいきふるさと塾 グループ学習	童謡唱歌	10	5~2月	初回5/26に開講式
〃	朗読	10	5~2月	
〃	楽スポーツ	10	5~2月	受講者不足で不成立
〃	成果発表会・閉講式	1	3月9日	全体発表・講話
大人のチャレンジ教室	地元講師による簡単お菓子作り	1	11月18日	

3 文化芸術事業

事業名	事業の内容	回数	予定日	備考
初心者謡曲教室	能楽を体験して日本の伝統文化を学ぶ	6	8~11月	信州新町謡曲連合会と共催

4 スポーツ・レクリエーション事業

事業名	事業の内容	回数	予定日	備考
スポーツ健康まつり ペタンク大会	地域公民館対抗のペタンク大会	1	11月1日 (未定)	住民自治協議会と共催

5 人権教育事業

事業名	事業の内容	回数	予定日	備考
人権を考える集い	地域ぐるみで人権意識を高める	1	12月5日	住民自治協議会と共催
人権を考える地域懇談会	各地区での人権学習会	15	10～3月	住民自治協議会と共催

6 地域力向上事業

事業名	事業の内容	回数	予定日	備考
シリーズふるさと探訪 第14回 津和峰街道と立屋萩野の桜	新緑の峰街道と立屋の番所・萩野城跡を巡る現地学習	1	5月13日	地域の学び講座
地域探訪 大人の社会見学①	戸隠を巡る	1	7月15日	地域の学び講座
地域探訪 大人の社会見学②	柳原古墳遺跡、ホクト工場見学 など	1	12月19日	地域の学び講座

7 ICT事業

事業名	事業の内容	回数	予定日	備考
初心者向けスマホ教室	スマートフォンの基本的な機能や操作を学ぶ	2	10月23日	情報システム課共催 午前、午後の2回

8 成人祝賀事業

事業名	事業の内容	回数	予定日	備考
成人式	二十歳の自覚を深めお祝いする	1	8月14日	対象者見込み 19人 住民自治協議会と共催

9 広報事業

事業名	事業の内容	回数	発行予定日	備考
館報「信州新町」	公民館活動や地域の情報を提供	2	①10月1日 ②3月25日	印刷部数 1回1,700部

10 展示事業

事業名	事業の内容	回数	予定期間	備考
親子絵画展 (未定)	親子で取り組んだ写生作品の展示	1	12月13日 ～1月10日	親子学級 青少年育成連絡協議会と共催

社会教育法（抜粋）

発令　　：昭和24年6月10日号外法律第207号

最終改正：令和4年6月17日号外法律第68号

改正内容：令和4年6月17日号外法律第68号[令和7年6月1日]

第五章 公民館

（目的）

第二十条 公民館は、市町村その他一定区域内の住民のために、実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もつて住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的とする。

（公民館の設置者）

第二十一条 公民館は、市町村が設置する。

2 前項の場合を除くほか、公民館は、公民館の設置を目的とする一般社団法人又は一般財団法人（以下この章において「法人」という。）でなければ設置することができない。

3 公民館の事業の運営上必要があるときは、公民館に分館を設けることができる。

（公民館の事業）

第二十二条 公民館は、第二十条の目的達成のために、おおむね、左の事業を行う。但し、この法律及び他の法令によって禁じられたものは、この限りでない。

- 一 定期講座を開設すること。
- 二 討論会、講習会、講演会、実習会、展示会等を開催すること。
- 三 図書、記録、模型、資料等を備え、その利用を図ること。
- 四 体育、レクリエーション等に関する集会を開催すること。
- 五 各種の団体、機関等の連絡を図ること。
- 六 その施設を住民の集会その他の公共的利用に供すること。

（公民館の運営方針）

第二十三条 公民館は、次の行為を行ってはならない。

一 もっぱら営利を目的として事業を行い、特定の営利事務〔注参照〕に公民館の名称を利用させその他営利事業を援助すること。

二 特定の政党の利害に関する事業を行い、又は公私の選挙に関し、特定の候補者を支持すること。

2 市町村の設置する公民館は、特定の宗教を支持し、又は特定の教派、宗派若しくは教団を支援してはならない。

注 一項一号中「特定の営利事務」とあるは、「特定の営利事業」の誤りか。

（公民館の基準）

第二十三条の二 文部科学大臣は、公民館の健全な発達を図るために、公民館の設置及び運営上必要な基準を定めるものとする。

2 文部科学大臣及び都道府県教育委員会は、市町村の設置する公民館が前項の基準に従って設置され及び運営されるように、当該市町村に対し、指導、助言その他の援助に努めるものとする。

（公民館の設置）

第二十四条 市町村が公民館を設置しようとするときは、条例で、公民館の設置及び管理に関する事項を定めなければならない。

第二十五条及び第二十六条 削除〔昭和四二年八月法律一二〇号〕

(公民館の職員)

第二十七条 公民館に館長を置き、主事その他必要な職員を置くことができる。

2 館長は、公民館の行う各種の事業の企画実施その他必要な事務を行い、所属職員を監督する。

3 主事は、館長の命を受け、公民館の事業の実施にあたる。

第二十八条 市町村の設置する公民館の館長、主事その他必要な職員は、当該市町村の教育委員会（特定地方公共団体である市町村の長がその設置、管理及び廃止に関する事務を管理し、及び執行することとされた公民館（第三十条第一項及び第四十条第一項において「特定公民館」という。）の館長、主事その他必要な職員にあっては、当該市町村の長）が任命する。

(公民館の職員の研修)

第二十八条の二 第九条の六の規定は、公民館の職員の研修について準用する。

(公民館運営審議会)

第二十九条 公民館に公民館運営審議会を置くことができる。

2 公民館運営審議会は、館長の諮問に応じ、公民館における各種の事業の企画実施につき調査審議するものとする。

第三十条 市町村の設置する公民館にあっては、公民館運営審議会の委員は、当該市町村の教育委員会（特定公民館に置く公民館運営審議会の委員にあっては、当該市町村の長）が委嘱する。

2 前項の公民館運営審議会の委員の委嘱の基準、定数及び任期その他当該公民館運営審議会に関し必要な事項は、当該市町村の条例で定める。この場合において、委員の委嘱の基準については、文部科学省令で定める基準を参酌するものとする。

第三十一条 法人の設置する公民館に公民館運営審議会を置く場合にあっては、その委員は、当該法人の役員をもって充てるものとする。

(運営の状況に関する評価等)

第三十二条 公民館は、当該公民館の運営の状況について評価を行うとともに、その結果に基づき公民館の運営の改善を図るため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(運営の状況に関する情報の提供)

第三十二条の二 公民館は、当該公民館の事業に関する地域住民その他の関係者の理解を深めるとともに、これらの者との連携及び協力の推進に資するため、当該公民館の運営の状況に関する情報を積極的に提供するように努めなければならない。

(基金)

第三十三条 公民館を設置する市町村にあっては、公民館の維持運営のために、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十一条の基金を設けることができる。

(特別会計)

第三十四条 公民館を設置する市町村にあっては、公民館の維持運営のために、特別会計を設けることができる。

(公民館の補助)

第三十五条 国は、公民館を設置する市町村に対し、予算の範囲内において、公民館の施設、設備に要する経費その他必要な経費の一部を補助することができる。

2 前項の補助金の交付に関し必要な事項は、政令で定める。

第三十六条 削除〔昭和三四年四月法律一五八号〕

第三十七条 都道府県が地方自治法第二百三十二条の二の規定により、公民館の運営に要する経費を補助す

る場合において、文部科学大臣は、政令の定めるところにより、その補助金の額、補助の比率、補助の方法その他必要な事項につき報告を求めることができる。

第三十八条 国庫の補助を受けた市町村は、左に掲げる場合においては、その受けた補助金を国庫に返還しなければならない。

- 一 公民館がこの法律若しくはこの法律に基く命令又はこれらに基いてした処分に違反したとき。
- 二 公民館がその事業の全部若しくは一部を廃止し、又は第二十条に掲げる目的以外の用途に利用されるようになったとき。
- 三 補助金交付の条件に違反したとき。
- 四 虚偽の方法で補助金の交付を受けたとき。

(法人の設置する公民館の指導)

第三十九条 文部科学大臣及び都道府県の教育委員会は、法人の設置する公民館の運営その他に関し、その求めに応じて、必要な指導及び助言を与えることができる。

(公民館の事業又は行為の停止)

第四十条 公民館が第二十三条の規定に違反する行為を行つたときは、市町村の設置する公民館にあつては当該市町村の教育委員会（特定公民館にあつては、当該市町村の長）、法人の設置する公民館にあつては都道府県の教育委員会は、その事業又は行為の停止を命ずることができる。

2 前項の規定による法人の設置する公民館の事業又は行為の停止命令に関し必要な事項は、都道府県の条例で定めることができる。

(罰則)

第四十一条 前条第一項の規定による公民館の事業又は行為の停止命令に違反する行為をした者は、一年以下の拘禁刑又は三万円以下の罰金に処する。

(公民館類似施設)

第四十二条 公民館に類似する施設は、何人もこれを設置することができる。

2 前項の施設の運営その他に関しては、第三十九条の規定を準用する。

最終改正 令和7年10月10日条例第41号

長野市立公民館条例

長野市立公民館設置条例（昭和41年長野市条例第112号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この条例は、社会教育法（昭和24年法律第207号。以下「法」という。）の規定に基づき、長野市立公民館（以下「公民館」という。）の設置、管理等に関し必要な事項を定めるものとする。

（設置）

第2条 法第20条に規定する目的を達成するため、公民館を別表第1のとおり設置する。

2 公民館に、分館を別表第2のとおり設置する。

（指定管理者による管理）

第3条 次に掲げる公民館（以下「指定管理者が管理する公民館」という。）の管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）にこれを行わせるものとする。

- （1） 長野市立芹田公民館
- （2） 長野市立吉田公民館
- （3） 長野市立若槻公民館
- （4） 長野市立安茂里公民館
- （5） 長野市立川中島町公民館及びその分館
- （6） 長野市立信更公民館

（指定管理者の業務）

第4条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- （1） 指定管理者が管理する公民館の利用の許可に関する業務
- （2） 法第22条に規定する事業の実施に関する業務
- （3） 指定管理者が管理する公民館の施設及び設備の維持管理に関する業務
- （4） 指定管理者が管理する公民館の効用を増加させる自主事業に関する業務
- （5） 前各号に掲げるもののほか教育委員会が定める業務

（開館時間）

第5条 公民館の開館時間は、午前8時30分から午後9時30分までとする。ただし、教育委員会が必要と認めるとき又は指定管理者が必要があると認めて教育委員会の承認を受けたときは、これを変更することができる。

(休館日)

第6条 公民館の休館日は、12月29日から翌年の1月3日までの日とする。ただし、教育委員会が必要と認めるとき又は指定管理者が必要があると認めて教育委員会の承認を受けたときは、これを変更することができる。

(使用又は利用の許可)

第7条 公民館（指定管理者が管理する公民館を除く。）を使用しようとする者は教育委員会の許可を、指定管理者が管理する公民館を利用しようとする者は指定管理者の許可を受けなければならない。この場合において、教育委員会又は指定管理者は、必要な条件を付けることができる。

2 教育委員会又は指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、公民館の使用又は利用を許可しないものとする。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を害すると認められるとき。
- (2) 施設等を破損し、又は滅失するおそれがあると認められるとき。
- (3) その他使用又は利用が不適當と認められるとき。

(使用又は利用の取消し等)

第8条 教育委員会又は指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、公民館の使用若しくは利用の許可を取り消し、若しくはその条件を変更し、又は使用若しくは利用を停止することができる。

- (1) この条例又はこれに基づく規則に違反したとき。
- (2) 使用又は利用の条件に違反したとき。
- (3) その他管理上支障があるとき。

(受講料等)

第9条 公民館（指定管理者が管理する公民館を除く。）が開設する成人学校の受講者は、受講料として1講座につき1学期8,000円を納付しなければならない。

2 前項の受講料は、前納しなければならない。

3 既に納付された受講料は、還付しない。ただし、市長は、教育委員会が特別な理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

第10条 指定管理者が管理する公民館が開設する成人学校の受講者は、受講料として1講座につき

- 1 学期8,000円を指定管理者に支払わなければならない。
- 2 前項の受講料は、あらかじめ支払わなければならない。
- 3 市長は、受講料を指定管理者の収入として収受させるものとする。
- 4 既に支払われた受講料は、返還しない。ただし、指定管理者は、市長の定める基準により、その受講料の全部又は一部を返還することができる。

(目的外使用料)

第11条 公民館を地方自治法第238条の4第7項の規定による許可を受けて使用する者は、別表第3に定めるところにより使用料を納付しなければならない。ただし、市長は、教育委員会が特別な理由があると認めるときは、申請により、使用料を減免することができる。

- 2 前項の使用料は、前納しなければならない。ただし、市長は、教育委員会が特別な理由があると認めるときは、別に納期を指定して、同項の使用料を後納させることができる。
- 3 第9条第3項の規定は、第1項の使用料について準用する。

(賠償責任)

第12条 故意又は過失により公民館の施設等を破損し、又は滅失した者は、これを原状に復し、又はその損害を賠償しなければならない。

(公民館運営審議会)

第13条 法第29条第1項の規定により、公民館（指定管理者が管理する公民館を除く。）に公民館運営審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

- 2 審議会の委員（以下「委員」という。）は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から、法第30条第1項の規定により教育委員会が委嘱する。
- 3 審議会の名称及び委員の定数は、別表第4のとおりとする。
- 4 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長等)

第14条 審議会に、会長を置き、委員の互選とする。

- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第15条 審議会は、会長が招集し、会長が会議の議長となる。

- 2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委任)

第16条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

別表第4 (第13条関係)

区分	名称	委員の定数
		人
長野市立城山公民館	長野市立城山公民館運営審議会	9
長野市立中部公民館	長野市立中部公民館運営審議会	9
長野市立古牧公民館	長野市立古牧公民館運営審議会	10
長野市立三輪公民館	長野市立三輪公民館運営審議会	9
長野市立古里公民館	長野市立古里公民館運営審議会	9
長野市立浅川公民館	長野市立浅川公民館運営審議会	8
長野市立大豆島公民館	長野市立大豆島公民館運営審議会	9
長野市立朝陽公民館	長野市立朝陽公民館運営審議会	9
長野市立松代公民館	長野市立松代公民館運営審議会	9
長野市立若穂公民館	長野市立若穂公民館運営審議会	9
長野市立更北公民館	長野市立更北公民館運営審議会	10
長野市立七二会公民館	長野市立七二会公民館運営審議会	7
長野市立戸隠公民館	長野市立戸隠公民館運営審議会	7
長野市立鬼無里公民館	長野市立鬼無里公民館運営審議会	7
長野市立大岡公民館	長野市立大岡公民館運営審議会	7
長野市立信州新町公民館	長野市立信州新町公民館運営審議会	7